

瀉上市行政改革大綱

平成18年3月



瀉 上 市

目 次

第1章 行政改革大綱

第1節 行政改革の基本方針

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 行政改革の目指す姿（重点テーマ） 2

第2節 行政改革の推進事項

- 1. 市民に開かれた市政の推進 3
- 2. 簡素で効率的な行政運営の確立 3
- 3. 地方分権に対応できる行政システムの構築 5
- 4. 健全な自治体経営の推進 5

第3節 行政改革の推進体制

- 1. 計画の構成と期間 6
- 2. 推進体制 6

第2章 実施計画（集中改革プラン）

第1節 計画の進行管理

- 1. 計画の位置づけ 7
- 2. 計画の進行管理 7
- 3. 計画の体系 7

第2節 取り組み内容

- 1. 市民に開かれた市政の推進
 - （1）公正の確保と透明性の向上 9
 - （2）広報活動の充実 10
 - （3）市民参画の推進と市民の声の反映 10
 - （4）行政評価制度の導入 11

2. 簡素で効率的な行政運営の確立	
（1）行政サービスの向上	1 1
（2）事務事業の再編・整理、廃止・統合	1 2
（3）公共施設管理運営の見直し（指定管理者制度の活用を含む）	1 4
（4）民間委託等の推進	1 5
（5）第3セクターの見直し	1 5
（6）地方公営企業の経営健全化	1 6
3. 地方分権に対応できる行政システムの構築	
（1）行政組織の再編・見直し	1 9
（2）定員管理及び給与の適正化	2 0
（3）職員の政策形成能力の向上	2 1
4. 健全な自治体経営の推進	
（1）補助金等の整理合理化	2 2
（2）健全財政の確立	2 2
（3）経費節減等の財政効果	2 4
用語解説	2 5

第1章 行政改革大綱

第1節 行政改革の基本方針

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方自治体自らが住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい行政サービスを提供する分権型社会システムへの転換を図っていく必要があります。また、市町村合併の推進により市町村の規模や能力は急速に拡大しつつあり、地方自治体の果たすべき役割が問われることになっています。

国では平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示すとともに、県においても平成17年2月に「新行財政改革推進プログラム」を策定し、行政改革を推進している状況にあります。

このような中、平成17年3月に合併した本市では、総合発展計画をはじめとする各種計画策定に取り組んでおり、各種計画との整合性を図りながら国の指針に基づいた行政改革を推進していく必要があります。

このため、社会経済情勢の変化を踏まえ、行政全般にわたり不断の点検を実施するとともに、多様化する行政需要に対応できる財政基盤の確立と新たな視点に立った一層の行政改革を推進するため、潟上市行政改革大綱を策定するものです。

2. 行政改革の目指す姿（重点テーマ）

行政改革は、柔軟で活力ある行政のシステムの構築を図るための取り組みであり、行政改革を「削減・縮小」というマイナスのイメージとして捉えるのではなく、未来志向で新たな発想で改革にチャレンジするという発想の転換が必要です。また、市民の目線に立ち、広く市民の理解と協力を得ながら、社会経済情勢の変化に的確に対応できる行政運営の確立を目指すとともに、新たな改革を着実に進めるため、行政改革に取り組むものです。

このようなことから、行政改革の目指す姿を次の4つの柱とし、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくものとします。

1 市民に開かれた市政の推進

地方分権が実行段階に入った今日、基礎的自治体である市町村の行政運営には「自己責任・自己決定」が求められており、地域の現状や特性を踏まえながら市民ニーズを的確に把握し、政策判断することが重要となっています。このため、政策形成過程において市民参加を推進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくり、地域づくりを進めます。さらに、行政の透明性を確保するための情報公開と広報活動の充実に努めます。

2 簡素で効率的な行政運営の確立

最小の経費で最大の効果をあげることは、行政運営の基本です。新たな時代の変化に対応し多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、今後、事務事業を実施していくうえで、効果・効率性の観点から、目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行い、行政関与のあり方や行政効率等を十分検討し、事務事業の整理合理化を進めます。

3 地方分権に対応できる行政システムの構築

行政改革を推進するには、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況等を認識し、慣例にこだわらない改革・改善に向けた行動を起こすことが必要です。

そのためには、「職員の意識改革なくして行政改革は実行できない」ということを強く念頭に置き、職員同士が信頼し、互いに支えあいながら、地方分権に対応できる行政システムの構築に取り組みます。

4 健全な自治体経営の推進

本市の財政状況は、国の地方財政対策や社会経済の低迷等により一般財源の確保が一段と厳しい状況にあります。

このような中で財政の健全化を堅持していくため、自主財源の確保を推進するとともに、各種事務事業の優先順位による厳しい選択のもと、創意工夫で最大の行政効果が発揮できる財政運営に努めます。

第2節 行政改革の推進事項

1. 市民に開かれた市政の推進

(1) 公正の確保と透明性の向上

本市の情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、個人情報漏洩しないよう情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の適正な管理に努めます。

(2) 広報活動の充実

市民生活にかかわる情報や市政の重要課題を市民にわかりやすく情報提供するため、「広報かたがみ」の内容をさらに充実させるとともに、ホームページを逐次更新し、最新の行政情報の発信や内容を充実させ、総合的・効果的な広報活動に努めます。

(3) 市民参画の推進と市民の声の反映

市民と行政が信頼関係を築き、地方分権社会に対応した魅力あふれる地域づくりを進めるため、政策形成過程からの市民参画を促す取り組みを進めるとともに、市民の声を的確に市政に反映させるシステムを確立します。

(4) 行政評価制度の導入

行政評価制度の導入・実施に向け、成果を客観的に評価することにより、事務事業の見直しや政策の企画立案、予算の効果的な配分に適切に反映できるシステムを構築します。

2. 簡素で効率的な行政運営の確立

(1) 行政サービスの向上

「窓口は市役所の顔」であるとの認識に立ち、窓口における市民の利便性や満足度を高めるため、職員の接遇能力の向上や毎週水曜日の時間延長を継続実施し、より一層の行政サービスの向上を図ります。

(2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業の総点検を行い、事務に関わる規程や各種行事、イベント等の検証等、事務事業の改善・見直しを進めます。

また、物品の一括購入や庁内LAN等を活用した文書等のペーパーレス化を進め、事務の効率化、スピード化を図りながら、徹底した経費節減に取り組みます。

(3) 公共施設管理運営の見直し（指定管理者制度の活用を含む）

公共施設については、広域的な観点から他施設との機能や役割分担を明確化し、新設を含め統廃合、合理化を進めます。また、地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して民間事業者の参入が可能となったことから、その活用について慎重に調査・検討を進めます。

一方、公共集会施設については、施設の建築趣旨等により行政対応に差異があることから、自治会等との協議を進めながらよりよい方向性を見出し、統一的な対応に努めます。

(4) 民間委託等の推進

民間委託推進に関する指針を策定し、行政と民間の役割について調査・研究を進め、民間委託を実施することにより行政運営の効率化や行政サービスの維持・向上が図られる事務事業については、積極的に民間委託を推進します。

(5) 第3セクターの見直し

第3セクターは、時代の要請を受けて設立されてきたものであり、市の重要施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体として重要な役割を担ってきました。今後、第3セクターの役割等を再検討し、第3セクターの経営改革や行政関与のあり方について見直しを図ります。

(6) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の両面の観点を踏まえ、料金の適正な見直しや収入の確保に努めるとともに、事務事業の簡素化・合理化や施設の指定管理者制度、民間委託等、民間的経営手法の導入を検討します。

また、計画的な企業経営を推進するため、中期的な経営計画の策定や業績評価の検討など積極的な情報公開に努めます。

3. 地方分権に対応できる行政システムの構築

(1) 行政組織の再編・見直し

地方分権や多様化する行政課題に的確に対応できる行政組織とするため、市民の目線に立った利便性に配慮したわかりやすい組織編制に努めるとともに、職員が職務に精励できる環境の構築に努めます。

(2) 定員管理及び給与の適正化

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画を策定し、行政組織の合理化や業務量の平準化等に努め、職員総数の縮減を目指します。

また、職員が有している可能性を最大限引き出すため、適正な人事配置に努めるとともに、公務員制度改革の動向に注視しながら、職員の意欲と能力を引き出すため、能力や実績を重視する給与体系への見直しを検討します。

(3) 職員の政策形成能力の向上

地方分権に対応できる職員を養成するため、政策形成能力や創造的能力、法務能力などを高める研修を充実させるとともに、市の重要施策や行政部門相互の総合調整、市政方針の周知を図るため、庁内会議を充実させます。

4. 健全な自治体経営の推進

(1) 補助金等の整理合理化

補助金等の見直し指針を策定し、行政の責任分野、経費負担のあり方及び補助効果等、補助金の交付基準を明確にしながら、終期設定や廃止、統合等による整理合理化を進めます。

(2) 健全財政の確立

安定的な自主財源を確保するため、課税客体の適正な把握と市税の収納率向上に積極的に取り組むとともに、適正な受益者負担の観点から使用料・手数料等の見直しを検討します。

また、財源配分の重点化を図るため、財政計画を策定し、計画的な財政運営に努めるとともに、各部が予算編成の自己決定・自己責任を持たせるようなシステムを検討します。

さらに、公共工事等の入札及び契約の透明性・公平性を確保するため、入札制度の見直しや公共工事等のコスト削減に取り組みます。

(3) 経費節減等の財政効果

行政改革による経費節減効果や目標とする財政指標を数値化し、市民に対する説明責任を果たします。

第3節 行政改革の推進体制

1. 計画構成と期間

○行政改革大綱 平成17年度から平成21年度の5年間

○実施計画（集中改革プラン） 平成17年度から平成21年度の5年間

※実施計画は毎年度見直しを行うローリング方式とします。

2. 推進体制

(1) 行政改革推進委員会

行政改革推進委員会は、識見を有する者から市長が委嘱し、行政改革大綱・実施計画及び行政改革の推進について必要な事項を審議します。

(2) 行政改革推進本部

行政改革推進本部は、市長、助役、収入役、教育長及び部長をもって組織し、行政改革大綱、実施計画の策定・実施、その他重要事項を審議します。

(3) 行政改革推進幹事会

行政改革推進幹事会は、課長等で組織し、行政改革大綱、実施計画の素案の検討・調査を行います。

(4) 公共集会施設検討委員会

公共集会施設検討委員会は、公共集会施設を所管する部長、課長及び担当で組織し、地域集会所の維持管理及び運営費補助金等について調査・検討を行います。

(5) 行政改革推進事務局

総務部、企画部、水道局等の中から、市長が委嘱した職員をもって事務局を組織し、部門別に行政改革の推進にあたります。

第2章 実施計画

(集中改革プラン)

第1節 計画の進行管理

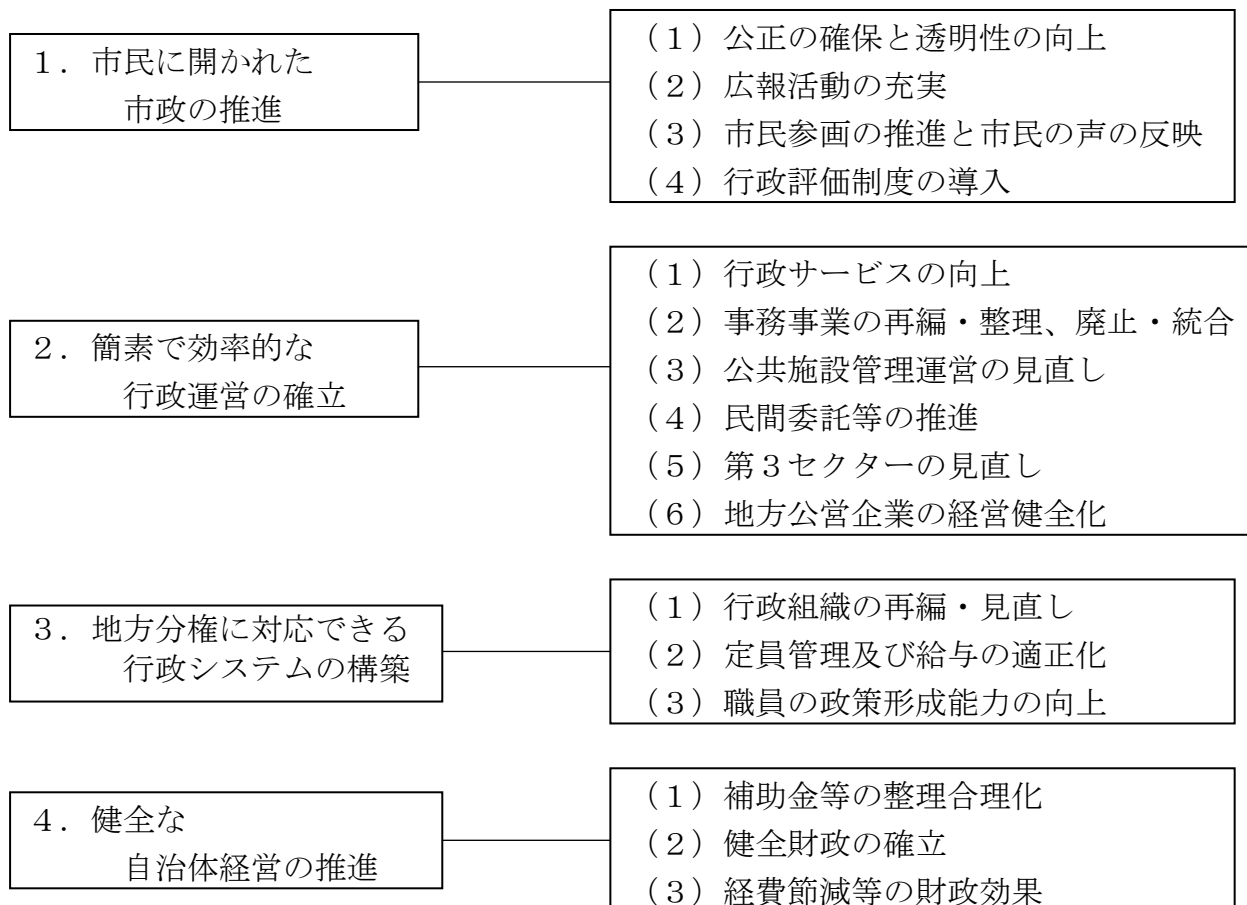
1. 計画の位置づけ

実施計画は、行政改革大綱に基づき、平成17年度から平成21年度までの取り組み内容を定めています。

2. 計画の進行管理

行政改革推進事務局において計画の進捗状況を調査し、行政改革推進本部等において、適宜、検討・協議を進めながら、所管課と必要な協議を行います。

3. 計画の体系



第2節 取り組み内容

実施計画で取り組む内容については、具体的な内容や時期等を明確にし、計画的に推進することとし、取り組みの実施時期は次のように区分しています。

調 査 = 実施や試行するために必要な事項を調査するもの。

検 討 = 実施の可否や具体的な実施内容、問題点・課題等について検討するもの。

実 施 = 取り組みを実際に実施するもの。(試行期間を含む)

継続実施 = すでに実施しているもので、継続的に実施していくもの。

見 直 = すでに実施している事項の見直しを検討するもの。

※その他(設置、策定等)、項目によって具体的に記載している場合もあります。

◎取り組み項目

1. 市民に開かれた市政の推進

(1) 公正の確保と透明性の向上

項目① 情報公開の推進

市民の情報開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう、情報公開条例の適正な運用を図ります。また、市民への積極的な情報公開を推進するため、情報公開コーナーを設置し、行政資料等の充実に努めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
情報公開条例の適正運用	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
情報公開コーナーの設置	調査	検討	実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課

項目② 個人情報保護の充実

個人情報漏洩しないよう情報セキュリティの強化や個人情報が記載されている資料等を廃棄する場合はシュレッターを使用するなど、市の保有する個人情報の適正な管理に努めるとともに、個人情報保護条例の見直しを検討します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
情報対策要綱に基づく内部監査	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
個人情報保護条例の見直し	調査	検討	検討	検討	実施

《関係課》総務課

項目③ 監査機能の強化

適正で効率的な行政運営を確保し行政としての説明責任を果たすため、監査機能の充実に努めるとともに、外部監査制度の導入を検討します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
監査機能の強化・充実	調査	調査	検討	実施	見直

《関係課》監査委員事務局

(2) 広報活動の充実

項目① 広報「かたがみ」の充実

市民生活にかかわる情報や市政の重要課題等を市民にわかりやすく情報提供するため、「広報かたがみ」の内容をより一層充実させるとともに、チラシの配布を極力さけ広報に掲載するなど、経費削減に取り組みます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
「広報かたがみ」の充実	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課

項目② ホームページの充実

ホームページの利用者にとって、分かりやすく利用しやすいホームページとするため、内容をさらに充実させるとともに、外国語表示などの導入を検討します。さらに、暮らしや市の状況の最新情報の充実や各課からの情報提供体制を確立し、ホームページの充実を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
行政情報等の充実	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課

(3) 市民参画の推進と市民の声の反映

項目① 市民参画の推進

市民の市政への参画を推進するため、各種審議会等の公募制の導入や女性を積極的に登用するなど、計画策定段階から幅広く市民参画を進めます。また、自治会等と行政の役割について、整理・見直しを進め、地域と協働によるまちづくりを推進します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
審議会等の市民参画の推進	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》企画政策課、総務課

項目② 広聴手法の充実

市民の声を的確に市政へ反映させるため、「市長面会日」を継続実施するほか、アンケート調査やワークショップ※①、パブリックコメント※②等の導入を検討し、市民ニーズを的確に把握できる広聴システムの確立を目指します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市長面会日の実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
広聴システムの確立	調査	検討	実施	継続実施	継続実施

《関係課》企画政策課、総務課

(4) 行政評価制度の導入

項目① 行政評価制度の導入

行政評価制度の導入・実施に向け、市の予算編成や総合発展計画と連動した行政評価へと展開できるようなシステムを構築します。さらに内部のみの評価にとどまらず、外部評価の検討や評価結果の公表などにより、透明性を確保し、より客観的で市民にわかりやすい評価となるよう内容の検討を進めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
行政評価システムの構築	調査	検討	検討	実施	実施

《関係課》企画政策課

2. 簡素で効率的な行政運営の確立

(1) 行政サービスの向上

項目① 窓口サービスの充実

各庁舎の窓口業務について、市民の視点に立った質の高いサービス提供をするため、毎週水曜日の窓口業務の時間延長を継続実施するとともに、全職員が市民からの問い合わせの案内役となるような意識付けを図り、来庁した市民に対し積極的な声かけや取り次ぎに心掛け、市民がスムーズに目的を達成できるような市民案内システムを確立します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
窓口業務の時間延長	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
市民案内システムの確立	検討	検討	実施	継続実施	継続実施

《関係課》市民課、総務課

項目② 情報化の推進

インターネット等を活用した公共施設予約システムや行政相談、申請書類のダウンロード等をさらに充実させるとともに、各分野において電子自治体の実現に向けた環境の整備に努めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公共施設予約システム及び行政相談の充実	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
申請書類のダウンロード	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課、関係課

項目③ 業務マニュアルの作成

業務内容の共有化・標準化を図るため、各課業務のマニュアル整備を進め、対応する職員によって差異が生じないような質の高いサービス提供に努めるとともに、人事異動に伴う事務引継等による効率低下を防止します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
窓口業務マニュアル	作成	見直	見直	見直	見直
日直業務マニュアル	作成	見直	見直	見直	見直

《関係課》市民課、総務課、関係課

(2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

項目① 事務事業の見直し点検の実施

市の関与の妥当性や市が実施すべき事務事業を整理し今後の見直しを進めていくため、すべての事務事業を対象に統一的な指標に基づいた調査を実施します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事務事業見直し点検調査の実施		実施	見直	見直	見直

《関係課》総務課、企画政策課

項目② 事務決裁規程の見直し

事務事業の簡素化・合理化を図るため、事務決裁規程の見直しや事務執行におけるチェック機能の強化など、引き続き全庁的にその点検に取り組みます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事務決裁規程の見直し	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課

項目③ 各種行事、イベント等の見直し

社会教育や社会体育の分野で参加者が減少している種目や体育協会が主催する大会と競合する種目についての現状を調査し、その見直しを検討します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
各種大会・行事の統廃合	調査	見直	見直	見直	見直
セミナー・教室等の統廃合	調査	見直	見直	見直	見直

《関係課》関係課

項目④ 経費の節減と合理化の推進

物品購入など一元化、一括管理することで、経費の節減と事務の合理化を図るとともに、コピー枚数の制限や庁内回覧文書を廃止し庁内LANの有効活用を図るなど、徹底した経費節減に取り組みます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
節減・合理化による物件費の削減	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
物品等の一括管理の検討	調査	検討	検討	実施	継続実施

《関係課》総務課、全課

項目⑤ 環境に配慮した業務の推進

地球環境を保全していくためには、行政・市民・事業者がそれぞれの自覚と協力が必要なことから、市役所として環境に配慮した業務を推進するための計画を策定し、率先して環境意識の高揚に努めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
環境に配慮した実行計画の策定	調査	調査	検討	策定	実施

《関係課》生活環境課、総務課

項目⑥ 飯田川保健福祉センターの無料入浴券の見直し

飯田川保健福祉センターに設置されている風呂使用料について、市民の公平性を保つために、飯田川地区のみに発行している無料券を段階的に見直します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
飯田川保健福祉センター 無料入浴券の見直し	調査	段階的に見直 1人当60枚	段階的に見直 1人当40枚	段階的に見直 1人当20枚	廃止

《関係課》健康推進課

(3) 公共施設管理運営の見直し（指定管理者制度の活用を含む）

項目① 指定管理者制度の導入

民間のノウハウの導入による効率的・効果的なサービスの提供と民間活動の活性化を図るため、現在、管理委託している9施設について指定管理者制度※③への移行を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
条例制定、移行施設の関係条例改正	条例制定				
指定管理者制度への移行		実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》財政課、関係課

項目② 公共集会施設管理の見直し

本市に設置されている公共集会施設（公民館分館、ことぶき荘、集会所、児童館等）は施設の建設趣旨により行政対応に差異があることから、管理運営の効率化・統一化を図るため、庁内に「公共集会施設検討委員会」を設置し現状を把握に努めるとともに、公共集会施設見直し指針を策定し、管理運営方法の検討・見直しを図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公共集会施設検討委員会の設置	設置				
公共集会施設見直し指針の策定	調査	策定			
公共集会施設管理運営の見直し			実施	継続実施	継続実施

《関係課》企画政策課、関係課

項目③ 昭和・飯田川衛生センターの統合

昭和61年に稼働を開始した飯田川衛生センター（し尿処理施設）は、下水道の普及等により年々処理量が減少していることから、平成18年度から休止し、昭和衛生センターに統合することにより経費節減を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
昭和・飯田川衛生センターの統合	調査	実施			

《関係課》生活環境課

(4) 民間委託等の推進

項目① 民間委託等の推進

民間で行ったほうが効率的・効果的に業務を遂行できる事務事業について、調査・研究を進め、民間委託推進に関する指針を策定し、民間委託を推進します。行政関連施設（市役所庁舎・保育園・幼稚園・学校給食等）は市民に質の高いサービス提供を基本に、より効率的な運営形態を検討します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
民間委託推進に関する指針の策定	調査	検討	策定		
飯田川庁舎夜間警備の委託	調査	実施			

《関係課》 財政課、企画政策課、関係課

(5) 第3セクターの見直し

項目① 第3セクターの見直し

指定管理者制度の導入に伴い、公の施設の管理運営を受託している第3セクター※④には、経営基盤に大きな影響を及ぼすものであるため、第3セクターの役割を検討するとともに経営改革や市の関与のあり方について抜本的な見直しを図ります。また、第3セクターの事業内容や経営状況等について、適宜、議会への状況説明を行うとともに市民に対する情報公開に努めます。さらに、外部監査制度や行政評価制度等の導入を図るなど、経営状況等の点検評価の充実・強化に努めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
第3セクターの経営改革	調査	調査	検討	検討	検討
市の関与のあり方	調査	調査	検討	検討	検討

《関係課》 産業課、財政課

(6) 地方公営企業の経営健全化

◎水道事業

項目① 水道事業サービスの見直し

本市の水道事業の給水区域は、行政区域を出入りしている形となっており、上水道4地域、簡易水道3地域をひとつとして公営企業法の適用を受け、独立採算を基本に事業経営を行っています。行政区域を出入りしていることや給水区域内の水道料金に格差があること等により、市民が均衡的なサービスを受けられない状況にあります。行政区域内を給水区域とするため、関係機関と連絡調整し給水区域の見直しを検討します。また、経営計画を見直し早期に水道料金の格差是正を図りながら、サービスの提供として下水道料金の受託収納を含め、コンビニ収納の検討を行います。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
移行スケジュール検討	検討	検討	検討		
関係機関の連絡調整		調査	調査	検討	検討
システム、条例等の調整				調整	調整

《関係課》水道課

項目② 受託水道業務技術管理者制度の導入

水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託することが水道法の規定により定められていますが、あくまでも技術上の管理委託であり、非常時の職員の対応等を考えた場合、水道事業者としての責任を果たせないというのが現実となっています。受託水道業務技術管理者の資格を持った会社等を把握し、受託等に要する費用等を調査しながら委託の適否を平成20年度末までに得るものとしま

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
導入可能性の検討	調査	調査	検討	検討	
移行スケジュールの検討				調査	検討

《関係課》水道課

項目③ PFI事業導入の検討

水道事業は民間企業と同様の独立採算制を適用していますが、一般的に水道事業は公共性が強く、かつ、地方公共団体が経営しているため、PFI※⑥事業の導入については馴染まないものですが、導入の可能性に関する検討を行い、平成21年度までにその適否の結論を得るものとしま

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
導入可能性の検討	調査	調査	検討	検討	検討

《関係課》水道課

項目④ 水道事業の民間委託等の推進

水道料金等収納業務、検針業務、取水浄水配水施設の電気計装、ポンプ設備、薬品注入設備の保守管理等の委託を行っており、水道施設の全部委託等については、受託管理者制度が適用され、民間活用方法等について更なる調査を実施し、民間への委託等が移行可能であれば順次移行を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
移行調査・検討、移行	調査	調査	検討	検討移行	検討移行

《関係課》水道課

項目⑤ 経営計画の策定

本市の水道事業基本構想の中で、水道施設、経営計画等見直しを行っていますが、年度実績、年度計画等シーリングを行い、社会経済情勢の推移、合理的な水需要予測を見ながら水道事業の健全な運営に努めるため、経営計画を策定します。経営計画では適正な営業費用と資本費用を算定し、概ね3年から5年を基準として経営計画の見直しを行います。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経営計画の策定	策定				
経営計画の推進		実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》水道課

項目⑥ 業績評価の実施

施設の維持管理及び業務概況等、実績調査を行いながら、財務諸表、財務分析、経営分析等を行い、水道事業の健全経営に努めていますが、新たな視点に立って評価していく方法を検討し、平成20年度から導入します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
導入可能性の検討	調査	調査	検討	実施	継続実施

《関係課》水道課

◎下水道事業

項目① 下水道経営の見直し

本市の下水道事業は地形・地理的要件に応じて、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業を行っていますが、合併に伴う計画の統合と基礎調査を含む新たな下水道基本構想により事業手法の再検討を行います。下水道会計の公営企業法適用、上下水道の窓口業務・料金の一元化に向け検討を行い、人員削減等組織・体制の見直しを図ります。また、現在の旧町に格差がある下水道料金については、合併協議の確認事項でもあり、平成20年度からの統一を行います。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
組織・体制の見直し	調査	調査	検討	検討	検討
料金システム、条例等の調整		調査	調整	実施	継続実施

《関係課》下水道課

項目② 下水道事業の指定管理者制度の活用と包括的民間委託等の推進

下水道施設の維持管理に伴う業務で、流域下水道排水の水質調査、農業集落排水施設処理場・マンホールポンプの保守管理業務の民間委託を実施していますが、今後は運転管理や保守点検だけでなく、補修等を含めた効率的な事業遂行のため、指定管理者制度及び包括的民間委託に向けて検討します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
指定管理者制度の活用	調査	調査	検討	検討	検討
包括的民間委託の推進	調査	調査	検討	検討	検討

《関係課》下水道課

項目③ 経営計画の策定

下水道の整備は、住民に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を果たしており、中長期的な視野から計画的に経営改善を図る必要があります。このことから、本市下水道事業基本構想に基づき、計画的な事業の執行と経営計画の見直しを行います。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経営計画の策定	策定				
経営計画の推進		実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》下水道課

項目④ 事業再評価の推進

事業の効率的な執行や透明性の確保を図るため、事業採択後一定期間経過した事業について事業評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

※・採択後10年経過で継続の事業＝特定環境保全公共下水道事業、公共下水道事業

・再評価後10年を経過した事業＝特定環境保全公共下水道事業、公共下水道事業

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業再評価の推進			調査	実施	継続実施

《関係課》下水道課

3. 地方分権に対応できる行政システムの構築

(1) 行政組織の再編・見直し

項目① 行政組織の検証及び再編、見直し

地方分権や多様化する行政課題に的確に対応できる行政組織とするため、現在の行政組織を検証し、再編、見直しを図ります。また、重要施策に対応するため、プロジェクトチームの積極的な活用を行うとともに、現在導入している班制を検証し、意思決定の迅速化や業務の円滑化を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
行政組織の再編、見直し		調査	見直	見直	見直

《関係課》総務課

項目② 意識改革の推進

市民の福祉向上を図るためには、職員個々が現在担当している事務事業の課題を整理し、目標を持ちながら日常業務を進め、事務事業の実施後には自ら点検評価し、問題点を改善していくという改革意識が必要です。このため、PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（点検評価）－ACTION（改善）のマネジメントサイクルを常に意識しながら、組織全体で意識改革が培われる環境の構築に努めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
意識改革の推進	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課ほか全課

項目③ 危機管理体制の構築

市内に災害が発生又は発生する恐れがある場合に、応急措置を円滑かつ的確に対応するため、職員の動員計画や配備体制を明確にした応急マニュアルを作成し、災害に対する迅速な対応に努めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
応急マニュアルの作成	作成	点検見直	点検見直	点検見直	点検見直

《関係課》生活環境課、企画政策課

(2) 定員管理及び給与の適正化

項目① 定員適正化計画の策定

地方交付税制度の見直しや国から地方への税財源移譲などの三位一体改革の動向等を踏まえ、より効率的な行政組織のもと中長期的な視点にたち、職員を効果的・機能的に配置するため、定員適正化計画を策定します。計画を実施するうえで、業務の見直しや民間委託の推進等により、行政が直接行う業務量を削減しながら、職員総数の6.4%(22人)の縮減を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員適正化計画の策定	策定				
適正な定員管理の推進		実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課

項目② 職員給与の適正化

職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併に伴う給与調整を行うとともに、給与構造等の見直しを図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
給与調整	調査	実施			
給与構造等の見直し	調査	見直	見直	見直	見直

《関係課》総務課

項目③ 適正な人事制度の確立

適正な業務配分や適正な人事配置などにより時間外勤務手当の縮減を図るとともに、人事評価制度の導入など人事制度の一層の充実を図り、職員の意欲を高めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人事評価制度の導入	調査	検討	実施	継続実施	継続実施
業務配分の検証	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
時間外勤務手当の縮減 (原則、給与月額60%以内)	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課

項目④ 常勤・非常勤特別職の報酬等の見直し

常勤・非常勤特別職の報酬は類似団体と比較して低い状況にありますが、報酬額が常に妥当なものになるよう調査・検討を進めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
報酬額等の見直し	検討	見直	見直	見直	見直

《関係課》総務課

(3) 職員の政策形成能力の向上

項目① 職員研修の充実

政策立案や政策法務能力など地方分権に対応できる職員を養成するため、職員研修計画を策定し、職員研修を充実させるとともに、専門的な知識をもった職員採用などの検討を進めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員研修計画の策定	策定	実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課

項目② 職員提案の実施

職員が自発的に行政施策を調査研究し、職員の資質向上と行政施策の形成過程への参画を目的とした職員提案を実施し、職員個々の優れた提案を行政施策へ反映するなど職員の政策立案能力の向上を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員提案の実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課

項目③ 庁内会議の充実

庁内会議の設置及び運営に関する規程に基づき、市政の最高方針及び重要施策について審議する「政策会議」や、行政部門間の総合調整及び政策会議に付議する事項を審議する「企画調整会議」、市政の全般的方針、計画、重要施策等に関する周知徹底、情報及び意見の交換等を図ることを目的とする「部長会議」を継続実施し、政策決定過程の透明性を確保するとともに、職員への周知徹底を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
庁内会議の充実	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》総務課、企画政策課

4. 健全な自治体経営の推進

(1) 補助金等の整理合理化

項目① 補助金等の整理合理化

市単独補助金の交付基準や交付団体の状況等を調査し現状把握に努めるとともに、補助金等見直し指針を策定し、スクラップ・アンド・ビルド※⑥の徹底や終期設定など補助金の交付基準を設定や補助金のあり方を検討する庁内に補助金検討委員会（仮称）を設置するなど、補助金の整理合理化を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
補助金等見直し指針	調査	策定			
補助金検討委員会の設置		設置			
補助金の整理合理化		検討	実施	継続実施	継続実施

《関係課》企画政策課、財政課、関係課

(2) 健全財政の確立

項目① 適正な課税及び収納率の向上

自主財源である市税の賦課に関する課税客体的確な調査・把握等を行い、現在不均一課税となっている国保税率の統一を図るなど、適正でかつ公平な課税に努めます。また、収納率向上のため、納税組織の活用や口座振替制度の普及など収納体制を整備するとともに、悪質な滞納者については差押等の法的措置を実施するなど、自主財源の確保に努めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市税の賦課に関する調査	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
収納率向上に向けた収納体制の強化	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
悪質な滞納者への法的措置の実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》税務課、収納課

項目② 使用料・手数料等の見直し

公共施設の使用料及び各種証明書発行等の手数料等については、周辺市町村の状況を調査し、適正な受益者負担の観点から使用料等の見直しを検討します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
使用料・手数料等の見直し	調査	調査	検討	検討	検討

《関係課》関係課

項目③ 国・県の補助事業及び地方債の有効活用

国・県の情報をいち早く把握し、補助事業の情報の共有化を図りながら補助内容を十分精査し、補助事業の有効活用を図ります。また、合併特例債などの地方債の計画的な運用に努めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
補助事業の有効活用	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
地方債の計画的な運用	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》 財政課、関係課

項目④ 財政計画の策定

国の三位一体改革に対応し、持続可能な健全財政の確立に取り組むため、総合発展計画の策定にあわせ、総合発展計画に基づく重点事業の着実な推進と両立を図るための財政計画を策定し、計画的な財政運営を図ります。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
財政計画の策定	調査	策定	進捗管理	進捗管理	進捗管理

《関係課》 財政課、企画政策課

項目⑤ 予算編成の見直し

予算編成から各課の自主性及び自己管理の観点から、各部単位にシーリング※⑦を設けるなど、自主的な予算編成を検討します。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算編成の見直し	調査	検討	検討	実施	継続実施

《関係課》 財政課、関係課

項目⑥ 市民にわかりやすい予算書の作成

「市民にわかりやすい予算書」を作成し、財政状況や今年度の主要事業をわかりやすく広報やホームページ等で公開し、財政の透明性を図るとともに、市民に対する説明責任を果たします。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市民にわかりやすい予算書の作成	調査	検討	実施	継続実施	継続実施

《関係課》 財政課

項目⑦ 入札制度、契約制度の見直し

公共工事等の入札及び契約の適正化・合理化を一層推進するため、透明性・公正性を確保しながら適正な競争の確保を図り、入札制度・契約制度の見直しを進めます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
入札制度の見直し	見直	見直	見直	見直	見直
契約事務の見直し	見直	見直	見直	見直	見直

《関係課》 財政課

項目⑧ 公共工事のコスト縮減

国の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」及び県の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を参考にしながら公共工事のコスト削減に一層取り組みます。

【実施計画】

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公共工事のコスト縮減	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

《関係課》 関係課

(3) 経費節減等の財政効果

平成17年度から21年度までの5年間の削減目標及び財政指標の目標値を次のとおり掲げ、実施計画に掲げる具体的な取り組みを推進します。

◎削減目標額

単位：百万円

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	5年間の削減額
人件費	2,646	2,483	2,456	2,368	2,326	△334
物件費	2,152	1,807	1,631	1,587	1,546	△379
補助費等	1,429	1,263	1,316	1,200	1,184	△120

※17年度の12月補正後の予算額。その他は新市建設計画財政計画の数値。

◎財政指標の目標値

項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経常収支比率※⑧	94.5%	97.6%	95.3%	94.3%	91.9%	91.9%
起債制限比率※⑨	12.6%	11.8%	11.0%	10.6%	9.9%	10.1%
公債費比率※⑩	17.1%	17.3%	16.0%	15.6%	14.4%	13.9%
財政力指数※⑪	0.320	0.307	0.296	0.290	0.291	0.293

※16年度は実績。その他は新市建設計画財政計画に基づく推計値。

用語解説

- ①**ワークショップ**：参加者がともに討議したり現場を見たりするなどの協働作業を通じて、参加者の前向きな意欲を引き出し、お互いの考え方や立場の違いを学び合いながら、提案をまとめる手法であり、その集まり(場)のことです。
- ②**パブリック・コメント**：欧米で広く実施され、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというものです。
- ③**指定管理者制度**：地方自治法の一部改正に伴い、これまでの「管理委託制度」に代わって創設された制度で、条例で定めた手続きに基づき議会の議決を得た団体を市が指定し、公の施設の管理を一定期間その団体に行わせる制度であって、民間事業者、NPO団体等の民間団体もその管理団体(指定管理者)となることができるものです。民間団体の持つノウハウを施設管理に活用することで、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上が図られることや、経費の節減等が図られることが期待されています。
- ④**第3セクター**：行政(第1セクター)と民間(第2セクター)とが共同して出資設立した株式会社や財団法人等のことを指します。
- ⑤**PFI**：正式名称を、Private-Finance-Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)といい、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。
- ⑥**スクラップ・アンド・ビルド**：限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事務事業や補助金等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ(廃止・縮減)し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法。
- ⑦**シーリング**：最も高い値。予算の概算要求の枠の最高額。
- ⑧**経常収支比率**：人件費、公債費等の義務的経費に地方税、地方交付税等の経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることになる。
- ⑨**起債制限比率**：地方債の発行を制限するための指標。財政の健全化を確保するため公債費負担が著しく高い団体については、地方債の発行が制限されている。制限ラインは20%とされている。
- ⑩**公債費比率**：地方債の発行に伴う毎年度の元利償還金額が適当であるかにより、後年度の地方債の発行を判断する指標。この比率が10%を超えないことが望ましいとされている。
- ⑪**財政力指数**：基準財政需要額に対して地方税等の自主財源がどのくらいの割合かを示す指標で、1に近いほど財源に余裕があるとされている。